

社会福祉法人あゆみ会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会の役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員が理事会、監事會、評議員會に出席した場合は、日額 税抜き 5 千円の報酬を支払うものとする。

- 2 役員が理事会、監事會、評議員會以外の勤務を行った場合、勤務実績に基づき原則 1 日につき 1 万円を支払うものとする。
- 3 第1項の理事会、監事會、評議員會に対する旅費は、同項の報酬に含むものとする。但し、第2項の勤務に関し旅費が発生した場合は、報酬とは別に実費を支払うものとする。

(役員報酬支払時期)

第4条 報酬は、その都度支払うものとする。その際に支払えなかった場合は、速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

平成30年6月14日改正。